陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　３６　号
件　　名	情報公開制度の口頭意見陳述の時間を適正に行うよう求めることについて
要　　旨	情報開示の審査請求に係る口頭意見陳述の時間について、審査庁は処分庁の意向に従って、時間を設定し、請求人に実施を求めます。審査庁と処分庁は同じ部であるため、審査庁は処分庁の意向を聞かざるを得なくなります。これでは、審査庁としての公正な口頭意見陳述の実施は無理なのではないでしょうか。 従来、１件の口頭意見陳述の時間は１時間でした。審査庁は、請求人に対し、４件の口頭意見陳述を 30 分で実施する、一日で 10 件の案件を１時間 30 分で実施すると通知してきます。請求人が、極端に口頭意見陳述の時間が短い。それに、一日で 10 件を実施するのは無理があると伝えると、それは請求人の希望であって、時間の変更には応じないと回答しました。時間についても、請求人と調整を図る必要があると思われます。 以上のことから、次のことを求め陳情いたします。 記 １　審査庁は公正、中立の立場で口頭意見陳述を実施すること。 ２　口頭意見陳述の時間については、処分庁の意向に従うだけでなく、適正に設定すること。
付託年月日 委員会	令和５年 12 月４日　第１項 ／ 第２項　総務常任委員会
受　　理	令和５年 10 月 31 日　第 483 号